千葉市告示第１０２９号

千葉市人事行政の運営等の状況の公表について

地方公務員法第５８条の２第３項及び千葉市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第６条の規定に基づき、本市の人事行政の運営の状況の概要及び人事委員会の業務の状況の概要を別添のとおり公表します。

令和７年１２月　１日

千葉市長　神　谷　俊　一

人事行政の運営の状況の概要

1　職員の任免及び職員数に関する状況

（1）職員数（令和７年４月１日現在）

区　分	市　　長 事務部局	教育委員会 事 務 部 局	消防局	病院局	その他	合　計
職員数	4,767 人	5,366 人	923 人	1,300 人	90 人	12,446 人

（注）１　その他は、議会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会の事務局及び水道局の職員です。

（2）職員の採用及び退職の状況（令和６年４月２日～令和７年４月１日）

区　分	採　用	退　職		
		定年退職	その他	合計
人　数	720 人 （108 人）	164 人 （0 人）	455 人 （80 人）	619 人 （80 人）

（注）１　（　）内は、再任用職員の人数（内数）です。ただし、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員は除きます。

（３）部門別職員数の状況と主な増減理由（各年４月１日現在）

区分 / 部門			職員数 令和6年	職員数 令和7年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	28	28	0	
		総務	867	878	11	・自治体情報システムの標準化への対応
		税務	316	320	4	
		労働	7	8	1	
		農林水産	67	64	▲3	
		商工	60	60	0	
		土木	654	662	8	
		民生	1,810	1,820	10	・児童相談所の体制強化、こども家庭センターの体制整備
		衛生	620	606	▲14	
		計	4,429	4,446	17	〈参考〉人口1万人当たり職員数45.2人
	教育部門		5,330	5,366	36	
	消防部門		929	923	▲6	
	小計		10,688	10,735	47	〈参考〉人口1万人当たり職員数109.1人
公営企業等会計部門	病院		1,245	1,300	55	・医療職の増
	水道		22	22	0	
	下水道		150	150	0	
	その他		240	239	▲1	
	小計		1,657	1,711	54	
合計			12,345 [12,322]	12,446 [12,322]	101 [0]	〈参考〉人口1万人当たり職員数126.5人

（注）１職員数は一般職に属する職員数です。（定数から除外する職員も含みます。）
２[　　]内は、条例定数の合計です。

（４）年齢別職員構成の状況（令和７年４月１日現在）

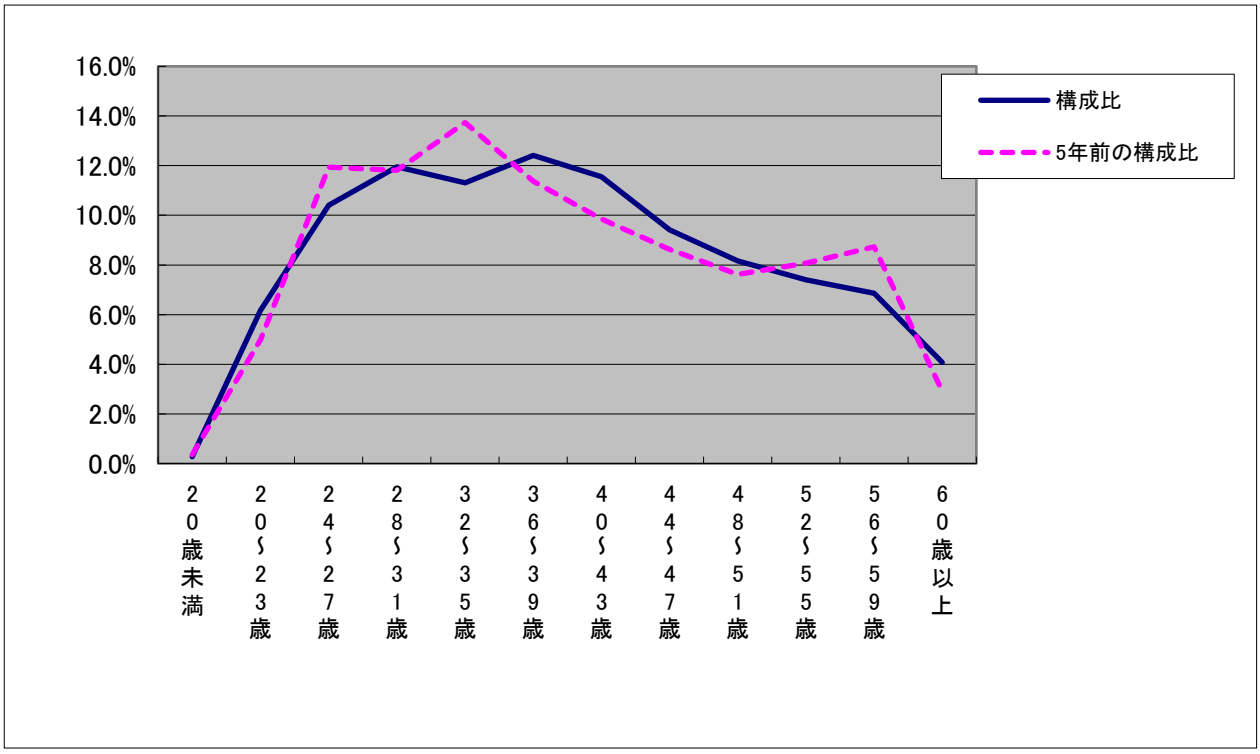

区　分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	34	769	1,295	1,488	1,408	1,545	1,438	1,171	1,016	921	854	507	12,446

（単位：人）

（５）定員管理の数値目標及び実績

平成３１年４月１日～令和７年４月１日における定員管理の数値目標

平成 31 年４月１日 計画対象内職員数	令和７年４月１日 計画対象内職員数 （目標値）	令和７年４月１日 計画対象内職員数 （実績値）
4,426 人	4,741 人	4,713 人

※当該期間の目標において対象とする職員は、法令等により配置基準が定められているものを除く全職員です。
（計画対象外とする職員：保育所・認定こども園、消防、病院、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校）

（６）職員の昇任及び降任の状況（令和６年度）

昇任及び降任の状況

区　分	昇　任					降　任
	係長級	課長補佐級	課長級	次部長級	局長級	
行政職	１０３人	６９人	４８人	１５人	５人	１０人

区　分	昇　任			降　任
	主幹教諭級	教頭級	校長級	
教育職	１人	３９人	４１人	１人

区　分	昇　任			降　任
	科部長等	診療局長等	院長･部長等	
医療職（医師等）	３人	０人	０人	０人

区　分	昇　任				降　任
	係長級	課長補佐級	課長級	次長級	
医療職（獣医師等）	１人	１人	１人	０人	０人

区　分	昇　任			降　任
	看護師長	副看護部長	看護部長	
医療職（看護師等）	３人	３人	０人	０人

（注）「降任」は、地方公務員法第２８条に基づく分限処分による降任のほか、本人希望によって降任した職員数です。

（７）定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員の状況（令和７年４月１日現在）

区　分	市　　長 事務部局	教育委員会 事 務 部 局	消防局	病院局	その他	合　計
職員数	32 人	43 人	26 人	6 人	0 人	107 人

（注）１　再任用とは、定年退職者等で引き続き公務内で働く意欲と能力を有する職員を、任期を定めて再度任用する制度です。勤務形態は、フルタイム勤務と短時間勤務があり、再任用フルタイム勤務職員は、１（１）職員数に含まれます。

２　その他は、議会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会の事務局及び水道局の職員です。

（８）会計年度任用職員の状況（令和７年４月１日現在）

区　分	市　　長 事務部局	教育委員会 事 務 部 局	消防局	病院局	その他	合　計
職員数	175 人	0 人	0 人	48 人	0 人	223 人

（注）１　会計年度任用職員とは、地方公務員法第法第２２条の２第１項第２号の規定により任用されているフルタイム勤務の職員（常勤職員の一週間当たりの勤務時間と同一の時間であるものをいい、短時間勤務の職員は含まれていません。）となります。

２　その他は、議会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会の事務局及び水道局の職員です。

２　職員の人事評価の状況

本市では、地方公務員法の一部改正（平成２８年４月１日施行）により導入された人事評価に相当するものとして人事考課制度を実施しています。

（１）制度の概要

被考課者に対し、直属の上司が成績考課、能力考課、行動考課の３つの視点から１次評価として絶対評価を行い、更にその上司が２次評価として相対評価を行います。なお、会計年度任用職員については絶対評価（１次評価）のみで実施します。

上位職ほど成績考課の割合が大きくなる仕組みとしており、特に管理職（課長補佐級以上）を対象に、目標の達成度が成績考課に直結する目標申告制度を設けています。

また、人材育成につながる人事考課とするため、自己評価や面接（年３回）を実施しています。

（２）結果の活用状況

①　昇給

管理職（課長補佐級以上）より段階的に人事考課の結果を反映しています。管理職については平成２０年度から、また、非管理職のうち係長級については平成２３年度から、それ以外の職員については一部職員を除き平成２４年度から、前年度の考課結果を反映しています（昇給日は４月１日）。人事考課による５段階の勤務成績（Ａ～Ｅ）に基づいて、昇給区分（８～０号給）を決定します。

②　勤勉手当

管理職（課長補佐級以上）より段階的に人事考課の結果を反映しています。管理職については平成２０年度から、非管理職については一部職員を除き平成２９年度から、再任用職員については管理職・非管理職ともに平成３０年度から、会計年度任用職員については令和７年度から、前年度の考課結果を６月及び１２月の勤勉手当に反映しています。前年度の勤務実績を、管理職は４つの成績区分（Ｓ、Ａ、Ｂ、Ｃ）、非管理職および会計年度任用職員はそれぞれ３つの成績区分（Ａ、Ｂ、Ｃ）に分けて成績率を決定します。

③　その他

職員の人材育成や人事異動、昇任等に活用しています。

3　職員の給与の状況

（1）人件費の状況（普通会計決算）

区　　分	住民基本台帳人口 （令和7年1月1日）	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B／A	（参考） 令和5年度の人件費率
令和6年度	人 983,896	千円 531,130,013	千円 2,022,321	千円 105,666,971	% 19.89	% 19.28

（注）　人件費とは、職員に支給された給与、退職手当及び共済組合事業主負担金、公務災害補償基金負担金、特別職に支給された給与などの総額をいいます。なお、実質収支の額は、その団体の純剰余または純損失の額を示します。

（2）職員給与費の状況（普通会計決算）

区　分	職員数 A	給与費 給　料	給与費 職員手当	給与費 期末・勤勉手当	給与費 計　B
令和6年度	人 10,688	千円 41,567,055	千円 14,273,852	千円 19,359,454	千円 75,200,361

一人当たり 給与費　B／A	（参考）政令市 平均一人当たり 給与費　B／A
千円 7,036	千円 6,725

（注）１　職員数は、令和６年４月１日現在の一般行政職員、技能労務職員などの総数（病院、下水道などの職員、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を除く）です。

２　給与費とは、人件費のうち職員に支給される給料及び職員手当（退職手当を除く）をいいます。

３　給与費については、任期付短時間勤務職員、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

４　政令市平均一人当たり給与費は、令和５年度の状況です。

（3）ラスパイレス指数の状況

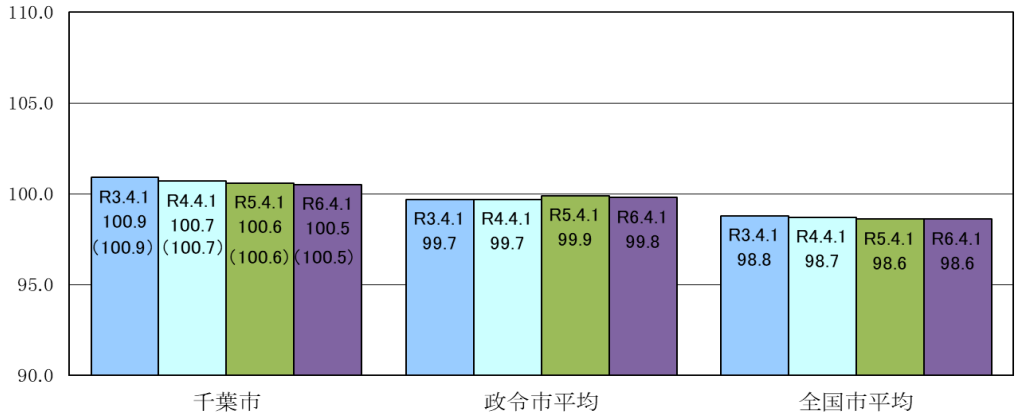

（注）１　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数となります。

２　（）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。（補正前のラスパイレス指数×（１＋当該団体の地域手当支給率）／（１＋国の指定基準に基づく地域手当手支給率）により算出。）

※　令和６年４月１日のラスパイレス指数が、①３年前に比べ１ポイント以上上昇している場合、②３年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

令和６年４月１日のラスパイレス指数が100を超えているのは、千葉市が独自給料表を採用していること、年齢構成の違い等によるものであると考えています。引き続き、市の人事委員会勧告に基づく適正な給与水準の確保に努めていきます。

（4）給与改定の状況

①月例給

区　分	人事委員会の勧告				給与改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧　告（改定率）	
令和７年度	円 426,564	円 414,504	12,060 円 2.91%	3.10%	3.10%

（参考） 国の改定率
3.30%

（注）　「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の４月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

②特別給（期末・勤勉手当）

区　分	人事委員会の勧告				年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A－B	勧　告（改定月数）	
令和７年度	4.63月	4.60月	0.03月	0.05月	4.65月

（参考） 国の年間支給月数
4.65月

（注）　「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

（5）給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均２％の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

①給料表の見直し

［　実施　］

実施内容（平均引下げ率、実施時期、経過措置の有無等具体的な内容）

（給料表の改定実施時期）　平成27年4月1日

（内容）行政職給料表については、千葉市人事委員会勧告に基づき、平均2.4%引き下げました。１級及び２級の初任給に係る号給については、人材確保への影響等を考慮して改定しませんでした。また、５０歳台後半層が多く在職する３級以上の高位号給については、最大で４％程度引き下げました。激変緩和のため、３年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施しました。
教育職給料表については、千葉県人事委員会勧告の内容を考慮して見直しを実施しました。
他の給料表については、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施しました。なお、医療職給料表（１）については、医師の処遇の確保の観点から改定しませんでした。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準15%に対し、千葉市においても15%を支給。

（実施時期）平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、平成27年4月1日時点は11%、給与改定後は平成27年4月に遡及し13%、平成28年4月1日から15%を支給。

（参考）

	平成26年度の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度の支給割合（H28.4.1）	平成29年度の支給割合	平成30年度の支給割合	令和元年度の支給割合	令和2年度の支給割合	令和3年度の支給割合	令和4年度の支給割合	令和5年度の支給割合	令和6年度の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後									
国基準による支給割合	10%	11%	13%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%
千葉市の支給割合	10%	11%	13%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日及び平成28年4月1日実施）

（６）職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和７年４月１日現在）

①一般行政職

区　　分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 （国比較ベース）
千葉市	41.3　歳	328,700　円	473,097　円	409,348　円
千葉県	40.1　歳	306,266　円	411,429　円	359,430　円
国	41.9　歳	332,237　円	―	414,480　円
政令市平均	41.9　歳	322,777　円	435,054　円	383,177　円

※　千葉市の平均給与月額及び平均給与月額（国比較ベース）については、令和７年人事委員会勧告前の状況です。

※　国については、60歳に達した日後の最初の４月１日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の７割水準に設定される職員を除いた数値です。

※　千葉県及び政令市平均については、令和６年度の状況です。

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額（A）	平均給与月額（国比較ベース）	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額（B）	A／B
千葉市	47.4　歳	488　人	311,200　円	398,975　円	372,109　円	－	－	－	－
うち清掃	55.0　歳	39　人	340,800　円	441,518　円	403,136　円	廃棄物処理業従業員	47.7　歳	314,900　円	1.40
うち用務	47.3　歳	235　人	311,200　円	403,549　円	372,182　円	用務員	49.1　歳	244,800　円	1.65
うち調理	47.8　歳	101　人	321,800　円	394,921　円	382,303　円	調理士	45.2　歳	264,700　円	1.49
うち運転	56.5　歳	8　人	320,000　円	457,563　円	374,713　円	自家用乗用自動車運転者	57.4　歳	243,400　円	1.88
千葉県	51.7　歳	287　人	296,294　円	355,777　円	332,509　円	－	－	－	－
国	51.3　歳	1,703　人	294,567　円	－	337,907　円	－	－	－	－
政令市平均	51.8　歳	883　人	310,861　円	390,058　円	362,447　円	－	－	－	－

区分	参考 年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 （C）	民間 （D）	C／D
千葉市	－	－	－
うち清掃	7,239,416　円	4,376,300　円	1.65
うち用務	6,538,188　円	3,297,300　円	1.98
うち調理	6,491,752　円	3,501,400　円	1.85
うち運転	7,328,556　円	3,079,500　円	2.38

※　民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（令和３年～令和５年の３ヶ年平均）。
調理士、運転手は千葉県の平均値、他の職種は全国の平均値です。

※　技能労務職の職種と民間の類似職種については、千葉市が正規職員のみを対象としているのに対し、民間データは短期雇用のアルバイト等の非正規職員や派遣職員等も含んでおり、経験年数、平均年齢、業務内容、雇用形態等が一致していないため、単純に比較することはできません。

※　年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年度に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

※　千葉市の平均給与月額及び平均給与月額（国比較ベース）については、令和７年人事委員会勧告前の状況です。

※　国については、60歳に達した日後の最初の４月１日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の７割水準に設定される職員を除いた数値です。

※　千葉県及び政令市平均については、令和６年度の状況です。

③高等（特別支援・専修・各種）学校教育職

区　　分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 （国比較ベース）
千葉市	39.2　歳	362,000　円	452,072　円	435,403　円
千葉県	42.5　歳	347,650　円	419,555　円	－　円
政令市平均	43.1　歳	361,573　円	439,388　円	－　円

※　千葉市については、令和７年人事委員会勧告前の状況です。

※　千葉県及び政令市平均については、令和６年度の状況です。

④小・中学校（幼稚園）教育職

区　　分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 （国比較ベース）
千葉市	39.8　歳	361,300　円	449,038　円	435,051　円
千葉県	39.8　歳	347,757　円	414,808　円	－　円
政令市平均	40.3　歳	346,574　円	416,577　円	－　円

※　千葉市については、令和７年人事委員会勧告前の状況です。

※　千葉県及び政令市平均については、令和６年度の状況です。

⑤薬剤師、医療技師など

区　　分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 （国比較ベース）
千葉市	41.7　歳	322,400　円	426,145　円	387,747　円

※　令和７年人事委員会勧告前の状況です。

⑥看護師・保健師

区　　分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 （国比較ベース）
千葉市	41.8　歳	311,000　円	416,051　円	371,083　円

※　令和７年人事委員会勧告前の状況です。

⑦消防職

区　　分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 （国比較ベース）
千葉市	36.6　歳	299,300　円	451,409　円	373,187　円

※　令和７年人事委員会勧告前の状況です。

（注）　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
　また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。

（７）職員の初任給の状況（令和７年４月１日現在）

区　　分		千　葉　市	国
一般行政職	大　学　卒	218,300　円	220,000　円
	高　校　卒	185,200　円	188,000　円
技能労務職	高　校　卒	182,400　円	－　円
教　育　職	大　学　卒	253,300　円	－　円
薬剤師、 医療技師など	大　学　卒	225,900　円	－　円
看護師、保健師	大　学　卒	256,800　円	－　円
消防職	大　学　卒	221,900　円	－　円
	高　校　卒	188,500　円	－　円

（８）職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和７年４月１日現在）

区　　分		経験年数１０年	経験年数２０年	経験年数２５年	経験年数３０年
一般行政職	大　学　卒	272,938　円	373,683　円	404,183　円	417,740　円
	高　校　卒	238,715　円	319,522　円	359,929　円	406,500　円
技能労務職	高　校　卒	218,300　円	272,233　円	333,592　円	363,280　円
教　育　職	大　学　卒	338,512　円	401,200　円	423,305　円	432,243　円
薬剤師、医療技師など	大　学　卒	272,618　円	373,080　円	－　円	408,450　円
看護師、保健師	大　学　卒	265,580　円	363,404　円	363,450　円	399,660　円
消防職	大　学　卒	280,211　円	385,956　円	411,000　円	447,940　円
	高　校　卒	241,178　円	351,833　円	384,700　円	393,300　円

（９）一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和７年４月１日現在）

区　分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1　級	主事、技師	人 73	% 2.1	円 177,400	円 244,200
2　級	主事、技師	人 731	% 20.7	円 205,200	円 301,700
3　級	主任主事、主任技師	人 1,424	% 40.2	円 240,200	円 383,900
4　級	主査	人 671	% 19.0	円 268,300	円 409,200
5　級	課長補佐、所長	人 299	% 8.5	円 297,100	円 420,600
6　級	課長、室長、総括主幹	人 253	% 7.2	円 334,400	円 450,800
7　級	部長、区長、次長、参事、技監	人 63	% 1.8	円 382,900	円 503,700
8　級	局長、会計管理者	人 18	% 0.5	円 451,600	円 523,900

（注）１　千葉市職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
　　２　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

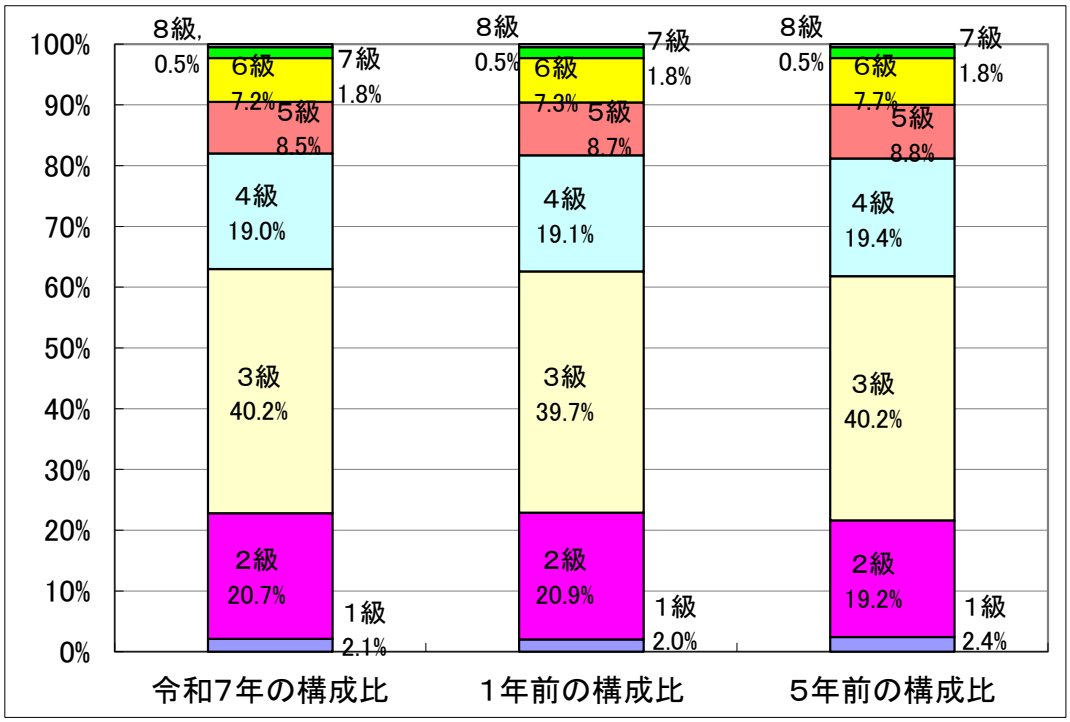

（１０）国との給料表カーブ比較表（令和７年４月１日現在）

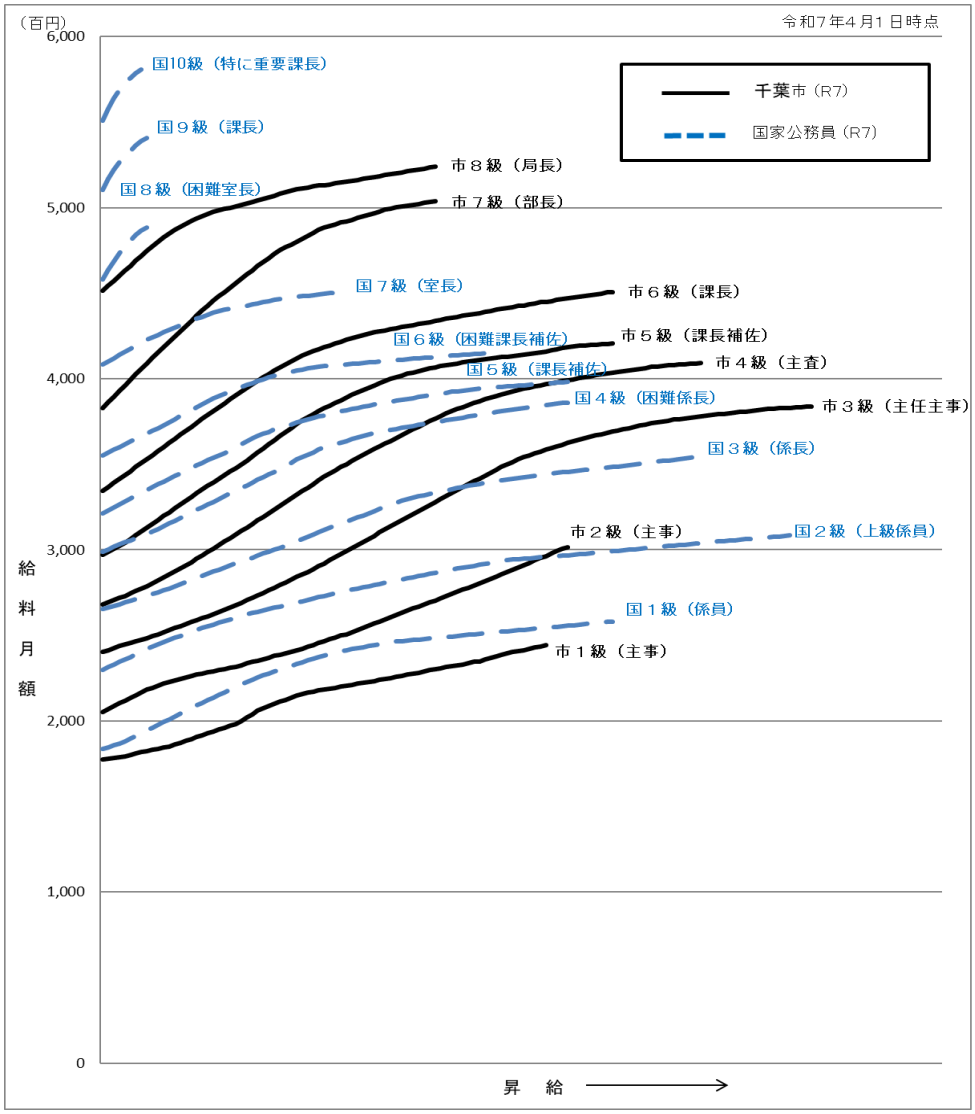

（１１）昇給への人事評価の活用状況

令和６年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ	人事評価を活用している				
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）				
ロ	人事評価を実施していない				
	活用予定時期				

（１２）職員手当の状況

①期末手当・勤勉手当

千葉市	国
１人当たり平均支給額（令和６年度） 1,836　千円	―
（令和６年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.50　月分　2.10　月分 （　1.40　）月分　（　1.00　）月分	（令和６年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.50　月分　2.10　月分 （　1.40　）月分　（　1.00　）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　5%～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　5%～20%　管理職加算　10%～25%

（注）　（　）内は、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

令和６年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ	人事評価を活用している				
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率	○	○		
	上位、標準の成績率			○	○
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ（一律）				
ロ	人事評価を実施していない				
	活用予定時期				

②退職手当（令和７年４月１日現在）

千葉市			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続２０年	19.6695　月分	24.586875　月分	勤続２０年	19.6695　月分	24.586875　月分
勤続２５年	28.0395　月分	33.27075　月分	勤続２５年	28.0395　月分	33.27075　月分
勤続３５年	39.7575　月分	47.709　月分	勤続３５年	39.7575　月分	47.709　月分
最高限度額	47.709　月分	47.709　月分	最高限度額	47.709　月分	47.709　月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（割増率2%～45%）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（割増率2%～45%）	
１人当たり平均支給額	3,263　千円	21,448　千円			

（注）　１　退職手当の１人当たり平均支給額は、令和６年度に退職した職員に支給された平均額です。
　　２　「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引き上げ前の定年年齢に達した日以降その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

③地域手当（令和７年４月１日現在）

支給実績（令和６年度決算）		6,516,504　千円	
支給職員１人当たり平均支給年額（令和６年度決算）		607,033　円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
千葉市	15　%	10,730　人	15　%
	16　%	5　人	16　%

④特殊勤務手当（令和７年４月１日現在）

支給実績（令和６年度決算）	386,609　千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和６年度決算）	165,359　　円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和６年度）	13.4　　％
手当の種類（手当数）	29

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和６年度決算）	左記職員に対する支給単価
税務事務に従事する職員の特殊勤務手当	税務部に勤務する職員	市税徴収事務	18　千円	日額240円～410円
社会福祉事務に従事する職員の特殊勤務手当	保健福祉センターに勤務する職員	生活保護者相談等業務	19,275　千円	日額180円
		知的障害者相談等業務		
		身体障害者相談等業務		
		心身障害児相談等業務		
	児童相談所に勤務する職員	児童相談所相談等業務		日額1,000円
	障害者相談センターに勤務する職員	障害者相談センター相談等業務		日額180円
国民健康保険料等徴収事務に従事する職員の特殊勤務手当	市税事務所、健康保険課、区役所市民総合窓口課に勤務する職員	国民健康保険料等の徴収事務	0　千円	日額180円
介護保険料徴収事務に従事する職員の特殊勤務手当	市税事務所、保健福祉センター高齢障害支援課に勤務する職員	介護保険料の徴収事務	0　千円	日額180円
公共下水道使用料等又は住宅使用料の徴収事務に従事する職員の特殊勤務手当	市税事務所、下水道経理課、下水道営業課に勤務する職員	公共下水道使用料等の徴収事務	0　千円	日額180円
行旅死病人の措置に従事する職員の特殊勤務手当	右記業務に従事した職員	行旅死病人の収容又は救護の作業	0　千円	１件につき 870円～1,500円
保健衛生事務に従事する職員の特殊勤務手当	保健所、生活衛生課、医療政策課等に勤務する職員	感染症の患者等の輸送、汚染場所の消毒・防疫等の作業	144　千円	日額150円
	保健所に勤務するエックス線技師(助手を含む)	エックス線を人体に対して照射する作業		日額180円
	精神保健福祉課、こころの健康センター等に勤務する職員	精神障害者の移送等の作業		日額180円
	動物保護指導センター、生活衛生課に勤務する職員	狂犬病の予防注射、犬の捕獲、薬殺等の作業		日額180円
夜間看護等に従事する看護師等の特殊勤務手当	児童相談所に勤務する看護師、保育士、児童指導員	夜間看護	3,670　千円	勤務１回につき 2,000円～3,400円
有害物質取扱作業に従事する職員の特殊勤務手当	右記業務に従事した職員	毒物及び劇物を使用して行う検査、試験等の作業	238　千円	日額200円
不快な業務に従事する職員の特殊勤務手当	環境事業所、清掃工場、公園緑地事務所等に勤務する職員	し尿・清掃作業等	6,099　千円	日額180円～500円
救急出動に従事する職員の特殊勤務手当	消防職員	救急出動	47,002　千円	出動１回につき 150円～510円
特殊自動車の運転に従事する職員の特殊勤務手当	右記業務に従事した職員（消防職員を除く）	特殊自動車の運転作業	10　千円	日額230円
特別救助業務に従事する職員の特殊勤務手当	消防職員	特別救助業務	2,817　千円	日額190円
水上消防業務に従事する職員の特殊勤務手当	消防職員	水上消防艇の乗船勤務	351　千円	日額110円
火災出動等に従事する職員の特殊勤務手当	消防職員	火災消火、原因調査等のための出動	2,263　千円	出動１回につき 190円～220円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和６年度決算）	左記職員に対する支給単価
ヘリコプターの操縦等に従事する職員の特殊勤務手当	消防職員	操縦・整備	8,977　千円	日額500円～5,300円
		空中機外活動		出動１回につき 2,100円
夜間特殊業務に従事する職員の特殊勤務手当	交替制勤務をしている精神保健福祉課に勤務する職員又は消防職員	夜間特殊業務	87,634　千円	勤務１回につき1,100円
教員特殊業務に従事する職員の特殊勤務手当	教諭	非常災害時における生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務等	170,253　千円	日額2,700円～8,000円
教育業務連絡指導の業務に従事する職員の特殊勤務手当	教諭	連絡調整及び指導助言業務等	33,989　千円	日額200円
多学年学級を担当する職員の特殊勤務手当	教諭	多学年学級の担当業務	181　千円	日額290円
夜間において授業を行う学級を担当する職員の特殊勤務手当	教諭	夜間中学の学級担当業務	2,992　千円	日額1,000円～1,500円
高所で特殊な業務に従事する職員の特殊勤務手当	都市局、建設局等に勤務する職員	高所特殊作業	1　千円	日額200円
深所等で特殊な業務に従事する職員の特殊勤務手当	都市局、建設局等に勤務する職員	深所等での工事監督又は作業	0　千円	日額180円
用地取得、移転補償、換地等の交渉に従事する職員の特殊勤務手当	土地区画整理事務所、道路建設課、街路建設課等に勤務する職員	用地取得、移転補償、換地等の交渉	0　千円	日額180円
電気主任技術者等資格免許を要する業務に従事する職員の特殊勤務手当	電気主任技術者又はボイラー・タービン主任技術者の資格免許を有する職員	電気主任技術者等資格免許を要する業務	0　千円	月額4,000円
地方卸売市場の業務に従事する職員の特殊勤務手当	地方卸売市場に勤務する職員	相対売又はせり売の立会業務	0　千円	日額1,600円
産業廃棄物等に関する業務に従事する職員の特殊勤務手当	産業廃棄物指導課に勤務する職員	産業廃棄物等に係る現地調査、検査、指導業務	4　千円	日額180円
災害時における外勤作業に従事する職員の特殊勤務手当	右記業務に従事した職員	災害時において屋外で行う作業	0　千円	日額710円
災害時における応急対策などのために派遣される職員の特殊勤務手当	右記業務に従事した職員	災害が発生した本市の区域外の地域に派遣されて災害応急対策、災害復旧等のために行う業務	0　千円	日額1,080円
	右記業務に従事した職員	緊急消防援助隊として行う業務等	691　千円	日額1,080円

⑤時間外勤務手当

支給実績（令和６年度決算）	2,950,718　千円
職員１人当たり平均支給年額（令和６年度決算）	523　千円
支給実績（令和５年度決算）	2,758,171　千円
職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）	488　千円

（注）　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和６年度（５年度）決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除きます。）であり、短時間勤務職員を含みます。

⑥その他の手当（令和７年４月１日現在）

手　当　名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和６年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（令和６年度決算）
初任給調整手当	○医師等 一定期間55,200円～224,600円を支給 ○獣医師 一定期間3,000円～30,000円を支給	異	○医師等 一定期間34,400円～185,500円を支給 ○獣医師 支給なし	15,830 千円	688,261　円
扶養手当	○配偶者・・6,500円※ ○子・・・・１人10,000円 ○父母等・・１人6,500円※ ※局長級は不支給 部長級は1人3,500円	同		866,626 千円	238,608　円
住居手当	○借家の場合 家賃の額に応じて27,000円を限度に支給	異	○借家の場合 家賃の額に応じて28,000円を限度に支給	832,326 千円	315,156　円
通勤手当	○電車・バスを利用する場合 ６箇月等最長期間の定期代の額に応じて55,000円を限度に支給 ○乗用車などを使用する場合 使用距離に応じて 2,000円～31,600円を支給	同		1,056,841　千円	106,087　円
単身赴任手当	○配偶者等の住居から新たな勤務先までの距離が60㎞以上の場合　30,000円 ○移転後の住居から配偶者等の住居までの距離に応じて 8,000円～70,000円を加算	同		0　千円	0　円
休日勤務手当	○休日等において正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた場合 勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額の135/100	同		327,138　千円	59,501　円
夜間勤務手当	○正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務を命ぜられた場合 勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額の25/100	同		53,134　千円	80,997　円
宿日直手当	○宿日直勤務を命ぜられた場合 職場及び職種に応じて 5,000円～11,250円を支給	異	勤務の態様に応じて 4,400円～22,000円を支給	4,593　千円	90,059　円
管理職手当	職制上の段階、職務の級等に応じて 45,700円～130,900円を支給	異	職制上の段階、職務の級等に応じて46,300円 ～139,300円を支給	978,429　千円	862,812　円
管理職員特別勤務手当	○管理職手当を支給されている職員が、臨時又は緊急の必要等により週休日若しくは休日又は週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間にやむを得ず勤務した場合 職種及び職務の級に応じて 3,000円～12,000円を支給	同		26,473　千円	178,872　円
義務教育等教員特別手当	○市立高等学校に勤務する教育職員 職務の級・号給に応じて 2,000円～8,000円			258,631　千円	59,075　円

（１３）特別職の報酬等の状況（令和７年４月１日現在）

区分		給料月額等	
			（参考）類似団体における最高／最低額
給料	市長	1,317,000 円	1,599,000円／500,000円
	副市長	1,064,000 円	1,285,000円／841,000円
報酬	議長	930,000 円	1,179,000円／779,000円
	副議長	840,000 円	1,061,000円／703,000円
	議員	770,000 円	953,000円／648,000円
期末手当	市長 副市長	（令和６年度支給割合） 4.60 月分	
	議長 副議長 議員	（令和６年度支給割合） 4.60 月分	

区分		（算定方式）	（１期の手当額）	（支給時期）
退職手当	市長	給料月額×在職月数×53/100	3,350万円	任期ごと
	副市長	給料月額×在職月数×36/100	1,839万円	任期ごと

（注）１　退職手当の「１期の手当額」は、４月１日現在の給料月額及び支給率に基づき、１期（４年＝48月）勤めた場合に退職手当の見込額です。

２　類似団体における最高／最低額は、政令市における最高／最低額（令和６年４月１日現在）の状況です。

（１４）公営企業職員の状況（水道事業）

① 職員給与費の状況

ア　決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	（参考）５年度の総費用に占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
令和６年度	2,065,131	0	152,554	7.4	9.7

（注）　資本勘定支弁職員に係る職員給与費52,070千円を含みません。

区分	職員数 A	給与費 給料	給与費 職員手当	給与費 期末・勤勉手当	給与費 計 B	一人当たり給与費 B／A	（参考）政令市平均一人当たり給与費
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和６年度	22	91,808	32,963	45,947	170,718	7,760	6,671

（注）１　職員手当には退職給与金を含みません。

２　職員数は、令和７年３月３１日現在の人数です。

３　職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員は含みません。

４　政令市平均については、令和５年度の状況です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和７年４月１日現在）

区　　分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
千葉市水道局	43.9　歳	417,400　円	636,902　円
政令市平均	46.5　歳	360,132　円	546,044　円

※　千葉市水道局の平均月収額については、一般行政職における令和７年人事委員会勧告前の状況です。

（注）「平均月収額」には、期末・勤勉手当等を含みます。
平均年齢の「政令市平均」は、会計年度任用職員を含んで算出しています。
政令市平均については、令和６年度の状況です。

③ 職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

千葉市水道局	千葉市（一般行政職）
１人当たり平均支給額（令和６年度） 1,443　千円	１人当たり平均支給額（令和６年度） 1,836　千円
（令和６年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.50　月分　2.10　月分 （ 1.40 ）月分　（ 1.00 ）月分	（令和６年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.50　月分　2.10　月分 （ 1.40 ）月分　（ 1.00 ）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　5%～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　5%～20%

（注）　（　　）内は、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ　退職手当（令和７年４月１日現在）

千葉市水道局			千葉市（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続２０年	19.6695　月分	24.586875　月分	勤続２０年	19.6695　月分	24.586875　月分
勤続２５年	28.0395　月分	33.27075　月分	勤続２５年	28.0395　月分	33.27075　月分
勤続３５年	39.7575　月分	47.709　月分	勤続３５年	39.7575　月分	47.709　月分
最高限度額	47.709　月分	47.709　月分	最高限度額	47.709　月分	47.709　月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（割増率2%～45%）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（割増率2%～45%）	
１人当たり平均支給額	8,440　千円	25,322　千円	１人当たり平均支給額	3,263　千円	21,448　千円

（注）　１　退職手当の１人当たり平均支給額は、令和６年度に退職した職員に支給された平均額です。
２　「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引き上げ前の定年年齢に達した日以降その者の非違によることなく定年した場合を含みます。

ウ　地域手当（令和７年４月１日現在）

支給実績（令和６年度決算）			15,016　千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和６年度決算）			682,521　円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
千葉市	15　%	22　人	15　%

エ　特殊勤務手当（令和７年４月１日現在）

支給実績（令和６年度決算）	0　千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和６年度決算）	0　円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和６年度）	0.0　％
手当の種類（手当数）	4

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和６年度決算）	左記職員に対する支給単価
有害物質取扱作業に従事する職員の特殊勤務手当	右記業務に従事した職員	水道水の消毒等の業務にかかる有害物質の取扱い	0　千円	日額200円
電気主任技術者の資格免許を要する業務に従事する職員の特殊勤務手当	電気主任技術者	電気主任技術者の業務	0　千円	月額4,000円
水道使用料の徴収事務に従事する職員の特殊勤務手当	右記業務に従事した職員	徴収事務	0　千円	日額180円
災害時における応急対策等のために派遣される職員の特殊勤務手当	右記業務に従事した職員	災害が発生した本市の区域外の地域に派遣されて災害応急対策、災害復旧等のために行う業務	0　千円	日額1,080円

オ　時間外勤務手当

支給実績（令和６年度決算）	6,877　千円
職員１人当たり平均支給年額（令和６年度決算）	405　千円
支給実績（令和５年度決算）	7,137　千円
職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）	420　千円

（注）１　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

２　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和６年度（５年度）決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除きます。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ　その他の手当（令和７年４月１日現在）

手　当　名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和６年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（令和６年度決算）
扶養手当	○配偶者・・6,500円※ ○子・・・・１人10,000円 ○父母等・・１人6,500円※ ※局長級は不支給 部長級は1人3,500円	同		3,442　千円	156,455　円
住居手当	○借家の場合 家賃の額に応じて27,000円を限度に支給	同		756　千円	34,364　円
通勤手当	○電車・バスを利用する場合 ６箇月等最長期間の定期代の額に応じて55,000円を限度に支給 ○乗用車などを使用する場合 使用距離に応じて 2,000円～31,600円を支給	同		2,149　千円	97,682　円
休日勤務手当	○休日等において正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた場合 勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額の135/100	同		66　千円	3,882　円
管理職手当	職制上の段階、職務の級等に応じて 45,700円～130,900円を支給	同		4,854　千円	970,800　円
管理職員特別勤務手当	○管理職手当を支給されている職員が、臨時又は緊急の必要等により週休日若しくは休日又は週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間にやむを得ず勤務した場合 職種及び職務の級に応じて 3,000円～12,000円を支給	同		0　千円	0　円

（１５）公営企業職員の状況（病院事業）

① 職員給与費の状況

ア　決算

区　分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	（参考）５年度の総費用に占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
令和６年度	25,721,061	▲ 1,272,384	13,704,296	53.3	50.5

（注）　資本勘定支弁職員に係る職員給与費94,517千円を含みません。

区　分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B／A	（参考）政令市平均一人当たり給与費
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和６年度	1,226	4,630,254	3,129,170	2,132,747	9,892,171	8,069	7,408

（注）１　職員手当には退職給与金を含みません。
２　職員数は、令和７年３月３１日現在の人数です。
３　職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員は含みません。
４　政令市平均については、令和５年度の状況です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和７年４月１日現在）

区　　分		平均年齢	基本給	平均月収額
千葉市病院局		37.8　歳	395,600　円	638,872　円
	医師	44.8　歳	610,900　円	1,354,297　円
	看護師	35.6　歳	357,800　円	547,369　円
	事務職員	41.0　歳	395,700　円	658,735　円
政令市平均		41.6　歳	343,447　円	612,369　円
	医師	41.6　歳	563,285　円	1,369,105　円
	看護師	39.0　歳	304,490　円	499,506　円
	事務職員	48.4　歳	370,022　円	587,088　円

※　千葉市病院局の平均月収額については、一般行政職における令和７年人事委員会勧告前の状況です。
（注）「平均月収額」には、期末・勤勉手当等を含みます。
　　平均年齢の「政令市平均」は、会計年度任用職員を含んで算出しています。
　　政令市平均については、令和６年度の状況です。

③ 職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

千葉市病院局	千葉市（一般行政職）
１人当たり平均支給額（令和６年度） 1,718　千円	１人当たり平均支給額（令和６年度） 1,836　千円
（令和６年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.50　月分　2.10　月分 （ 1.40 ）月分　（ 1.00 ）月分	（令和６年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.50　月分　2.10　月分 （ 1.40 ）月分　（ 1.00 ）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　5%～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　5%～20%

（注）　（　　）内は、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ　退職手当（令和７年４月１日現在）

千葉市病院局			千葉市（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続２０年	19.6695　月分	24.586875　月分	勤続２０年	19.6695　月分	24.586875　月分
勤続２５年	28.0395　月分	33.27075　月分	勤続２５年	28.0395　月分	33.27075　月分
勤続３５年	39.7575　月分	47.709　月分	勤続３５年	39.7575　月分	47.709　月分
最高限度額	47.709　月分	47.709　月分	最高限度額	47.709　月分	47.709　月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（割増率2%～45%）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（割増率2%～45%）	
１人当たり平均支給額	2,323　千円	22,114　千円	１人当たり平均支給額	3,263　千円	21,448　千円

（注）　１　退職手当の１人当たり平均支給額は、令和６年度に退職した職員に支給された平均額です。
　　２　「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引き上げ前の定年年齢に達した日以降その者の非違によることなく定年した場合を含みます。

ウ　地域手当（令和７年４月１日現在）

支給実績（令和６年度決算）	723,758　千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和６年度決算）	594,707　円

支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
千葉市	15　%	1,138　人	15　%
	16　%	168　人	

エ　特殊勤務手当（令和７年４月１日現在）

支給実績（令和６年度決算）	374,101　千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和６年度決算）	340,091　円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和６年度）	87.5　％
手当の種類（手当数）	14

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和６年度決算）	左記職員に対する支給単価
保健衛生事務に従事する職員の特殊勤務手当	市立青葉病院に勤務する職員（看護部又は事務局に所属する職員で感染症病棟業務に従事するものに限る。） エックス線診療室若しくは管理区域で放射線診療業務(搬送を除く)又はポータブル撮影の際に患者の固定等撮影の介助(患者から1メートル以内)に従事する職員	放射線診療業務等	3,032　千円	日額150円～180円
夜間看護等に従事する看護師等の特殊勤務手当	看護師、保育士及び介護福祉士	夜間看護業務	184,226　千円	勤務１回につき 2,150円～7,300円
夜間特殊業務に従事する職員の特殊勤務手当	交替制勤務を正規の職務としている職員	夜間特殊業務	9,584　千円	勤務１回につき 1,800円～9,900円
電気主任技術者等資格免許を要する業務に従事する職員の特殊勤務手当	電気主任技術者	電気主任技術者等の業務	0　千円	月額4,000円
分べんに係る業務に従事する医師の特殊勤務手当	分べんに係る業務に従事する医師	分べんに係る業務	4,470　千円	分べん１件につき 10,000円
麻酔業務に従事する医師の特殊勤務手当	麻酔業務に従事する麻酔科医師	麻酔業務	16,430　千円	麻酔業務１件につき 5,000円
新生児医療に従事する医師の特殊勤務手当	新生児科に所属する医師	新生児特定集中治療室に入院する新生児に対する診療業務（入院初日の業務に限る。）	785　千円	診療業務１件につき 5,000円
救急患者診療業務に従事する医師の特殊勤務手当	病院に勤務する医師及び歯科医師	受付時間が診療時間外である救急患者診療業務	7,265　千円	救急車による搬送の場合 １件　2,000円 その他の場合 １件　500円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和６年度決算）	左記職員に対する支給単価
緊急入院業務に従事する医師の特殊勤務手当	病院に勤務する医師	・緊急入院初療手当 受付時間が診療時間外である緊急入院患者の救急外来での初療を担当する業務 ・緊急入院受入手当 受付時間が診療時間外である緊急入院患者の入院受入れを担当する業務	23,610　千円	１件につき5,000円
診療業務に従事する管理監督職を占める医師の特殊勤務手当	病院に勤務する医師及び歯科医師であって管理職手当の支給を受ける者	患者の診療又は手術等の業務	18,733　千円	院長の場合 月額　240,000円以内 その他の場合 月額　270,000円以内
救急体制維持のため自宅等で待機する職員の特殊勤務手当	救急体制維持のため自宅等で待機する職員	救急診療に対応するため命令に基づく自宅等での待機	14,420　千円	待機１回につき 2,000円
看護職員等処遇改善手当	看護師、助産師、薬剤師、診療放射線技師、臨床工学技士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、心理療法士、歯科衛生士、栄養士、言語聴覚士、救急救命士、保育士、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士及び看護補助員	処遇改善	90,968　千円	月額5,700円～9,700円
看護補助者処遇改善手当	保育士、介護福祉士又は看護補助員	処遇改善	578　千円	月額4,000円
災害時における応急対策等のために派遣される職員の特殊勤務手当	災害時における応急対策等のために派遣される職員	災害が発生した本市の区域外の地域に派遣されて災害応急対策、災害復旧等のために行う業務	0　千円	日額1,080円

オ　時間外勤務手当

支給実績（令和６年度決算）	943,042　千円
職員１人当たり平均支給年額（令和６年度決算）	781　千円
支給実績（令和５年度決算）	884,950　千円
職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）	787　千円

（注）１　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

２　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和６年度（５年度）決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除きます。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ　その他の手当（令和７年４月１日現在）

手　当　名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和６年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（令和６年度決算）
初任給調整手当	○医師等に対して一定期間67,000円～310,000円を支給	異	○医師等 一定期間55,200円～224,600円を支給	508,771　千円	3,140,564　円
扶養手当	○配偶者・・6,500円※ ○子・・・・１人10,000円 ○父母等・・１人6,500円※ ※局長級は不支給 部長級は1人3,500円	同		83,571　千円	223,453　円
住居手当	○借家の場合 家賃の額に応じて27,000円を限度に支給	同		108,009　千円	282,007　円
通勤手当	○電車・バスを利用する場合 ６箇月等最長期間の定期代の額に応じて55,000円を限度に支給 ○乗用車などを使用する場合 使用距離に応じて2,000円～31,600円を支給	同		112,308　千円	97,490　円
単身赴任手当	○配偶者等の住居から新たな勤務先までの距離が60km以上の場合　30,000円 ○移転後の住居から配偶者等の住居までの距離に応じて8,000円～70,000円を加算	同		0　千円	0　円
休日勤務手当	○休日等において正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた場合 勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額の135/100	同		155,376　千円	177,370　円
夜間勤務手当	○正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務を命ぜられた場合 勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額の25/100	同		107,614　千円	163,298　円
宿日直手当	○宿日直勤務を命ぜられた場合 職場及び職種に応じて15,200円～29,900円支給	異	一般行政職は5,000円～11,250円を支給	122,173　千円	515,497　円
管理職手当	職制上の段階、職務の級等に応じて63,700円～130,900円を支給	同		43,720　千円	993,644　円
管理職員特別勤務手当	○管理職手当を支給されている職員が、臨時又は緊急の必要等により週休日若しくは休日又は週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間にやむを得ず勤務した場合 職種及び職務の級に応じて3,000円～12,000円を支給	同		2,103　千円	95,591　円
特定任期付職員業績手当	○特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に、給料月額に相当する額を支給	同		0　千円	0　円

４　職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

（１）勤務時間の状況（令和７年４月１日現在）

勤務時間	休憩時間	週休日
1 班 7:00～15:45 2 班 7:30～16:15 3 班 8:00～16:45 4 班 8:15～17:00 5 班 8:30～17:15 6 班 8:45～17:30 7 班 9:00～17:45 8 班 9:15～18:00 9 班 9:30～18:15 10 班 10:00～18:45	①10:30～11:30 ②11:00～12:00 ③11:30～12:30 ④12:00～13:00 ⑤12:30～13:30 ⑥13:00～14:00 ⑦13:30～14:30 ⑧14:00～15:00 ⑨14:30～15:30 ⑩15:00～16:00	土曜日 日曜日

＊勤務時間及び休憩時間については、職員の意向や公務への影響を考慮し、割振りを行います。

＊病院などの特殊な勤務形態で勤務する職員を除きます。

（２）主な休暇制度の状況（令和７年４月１日現在）

年次有給休暇	女性職員の分べん	結婚休暇	子の看護等休暇	介護休暇	介護時間
年度 20 日	産前産後各 8 週（多胎妊娠の場合の産前は 14 週）	6 日	5 日（対象となる子が 2 人以上の場合 10 日）	6 か月	3 年

（３）年次有給休暇の取得状況（令和６年度）

１人当たり平均取得日数	１６．６日

（４）介護休暇及び介護時間の取得状況（令和６年度）

区分	介護休暇	介護時間
取得者数	１６人	４人

５　職員の休業に関する状況

（１）主な休業制度の状況（令和７年４月１日現在）

育児休業	育児短時間勤務	部分休業等	自己啓発等休業	配偶者同行休業	大学院修学休業
子が３歳まで	子が小学校就学の始期に達するまで	子が９歳に達する日以後の最初の３月３１日まで	・大学・大学院等の課程の履修（期間：２年以内）又は国際貢献活動へ参加（期間：３年以内） ・在職期間が２年以上である一般職の職員	３年以内	・３年以内（原則として４月１日を始期とし、年単位） ・学校に勤務する常勤の職員のうち、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭又は講師

（２）育児休業、育児短時間勤務、部分休業等の取得状況（令和６年度）

区分	育児休業	育児短時間勤務	部分休業等
取得者数	９５９人	１１０人	６１６人

（３）自己啓発等休業の取得状況（令和６年度）

区分	自己啓発等休業
取得者数	５人

（４）配偶者同行休業の取得状況（令和６年度）

区分	配偶者同行休業
取得者数	６人

（５）大学院修学休業の取得状況（令和６年度）

区分	大学院修学休業
取得者数	０人

６　職員の分限及び懲戒処分の状況

（１）処分事由別分限処分者数（令和６年度）　　（単位：人）

処　分　事　由	降　任	免　職	休　職	合　計
勤務実績が良くない場合 （法第 28 条第 1 項第 1 号）	0	0		0
心身の故障の場合 （法第 28 条第 1 項第 2 号　第 2 項第 1 号）	0	0	４３２	４３２
職に必要な適格性を欠く場合 （法第 28 条第 1 項第 3 号）	0	0		0
職制等の改廃により過員等を生じた場合 （法第 28 条第 1 項第 4 号）	0	0		0
刑事事件に関し起訴された場合 （法第 28 条第 2 項第 2 号）			0	0
合　　計	0	0	４３２	４３２
法第 28 条第 4 項により失職した者				0

（注）１　法とは地方公務員法をいいます。以下同じです。
　　２　県費負担教職員を含みます。以下同じです。
　　３　分限処分とは、職員が一定の事由によってその職責を十分に果たしえない場合に、公務能率の維持向上のために行う処分です。
　　４　休職処分者数は、処分件数に着目して計上したものであり、延数です。

（２）処分事由別懲戒処分者数（令和６年度）　　（単位：人）

処　分　事　由	戒　告	減　給	停　職	免　職	合　計
法令に違反した場合 （法第 29 条第 1 項第 1 号）	1	1	1	0	3
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合 （法第 29 条第 1 項第 2 号）	0	2	0	0	2
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 （法第 29 条第 1 項第 3 号）	0	0	2	1	3
合　　計	1	3	3	1	8

7　職員の服務の状況

服務規律の確保に関する取組み

（1）職員の職務に係る倫理の保持について

① 贈与等の報告の状況は次のとおりでした。

（令和６年度）

区分	提出件数	内容				
		金銭	有価証券	有価証券以外の物品	飲食の提供	その他
市長部局	0					
病院局	0					
消防局	0					
教育委員会	0					
各行政委員会	0					
合計	0					

※ 「贈与等の報告」とは、千葉市職員倫理条例第７条第１項の規定に基づき、職員が事業者等から１件につき 5,000 円を超える贈与等を受けた場合に報告するものです。

② 職員の服務規律の確保を図るため、依命通達を次のとおり発出しました。

時　　期	内　　容
令和６年　４月　１日	綱紀の保持について
令和６年１２月　２日	綱紀の保持について

③ 新規採用職員をはじめ中堅職員、新任係長（主査）・課長補佐・課長を対象に、公務員倫理研修を職位ごとに幅広く実施しました。さらに、新年度の依命通達発出時には、コンプライアンスに関するチェックシートを配布し、全職員を対象に自己点検を実施しました。

（2）公正な職務の執行の確保について

公益通報（内部通報）の状況は次のとおりでした。

（令和６年度）

通報先	通報件数		
		うち受理件数	うち不受理件数
総務局総務部人事課 コンプライアンス推進室	4	2	2
弁護士（外部通報先）	3	2	1

※ 「公益通報（内部通報）」とは、職員等が不正の目的でなく、本市において法令違反行為が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、人事課コンプライアンス推進室又は弁護士へ通報することをいいます。

８．職員の退職管理の状況

（１）退職管理の取組状況

本市では、職員（課長職以上）の再就職について、平成 22 年に「千葉市職員の再就職に関する取扱要綱」を定め、再就職の状況を公表するなどその透明性及び信頼性の確保に努めてきましたが、平成 28 年 4 月 1 日施行の改正地方公務員法により、職員の退職管理に関し、元職員による現役職員への働きかけの禁止などの規制が開始されました。

これに伴い、「千葉市職員の退職管理に関する条例」を制定するとともに、要綱の一部を改正し、適正な退職管理に取り組んでいます。

（２）職員の再就職状況（令和 7 年 7 月 25 日現在）

在職時に課長級以上の職にあり、退職後２年以内の者のうち、営利企業等に再就職をした者の状況は以下のとおりです。

職　位	再就職者数					
	令和 5 年度		令和 6 年度		計	
	全体	うち外郭団体	全体	うち外郭団体	全体	うち外郭団体
局長職	4	3	5	5	9	8
部長職	1	1	5	5	6	6
参事・技監職	5	1	4	2	9	3
課長職	25	14	27	15	52	29
計	39	19	41	27	76	46

９　職員の研修の状況

職員研修実施状況（令和６年度）

区分		課程数	修了数
集合研修	必修研修	２７課程	４，９２５人
	選択研修	２４課程	１，９５５人
	特別研修	４課程	９４９人
	職場復帰支援研修	１課程	２９人
派遣研修		１，１１１課程	２，４８２人
職場研修		１２課程	４５１人
自主研修		１１９課程	７，３６６人
合　計		１，２９８課程	１８，１５７人

※職場復帰支援研修は受講者数

１０　職員の福祉及び利益の保護の状況

（１）千葉市職員互助会

地方公務員法に基づき、職員の健康、福利厚生のため、職員互助会で各種事業を実施しています。

①主な事業の概要

カフェテリアプラン（スポーツ施設などの利用や資格取得講座の参加費用などを助成）事業、保養所開設事業など

②決算の状況（令和６年度）

区　分	会員掛金	市補助金	互助会内 基金取崩	諸収入
決算額	101,172 千円	0 円	25,435 千円	15,593 千円

＊令和７年度市補助金予算額についても０円です。

（２）千葉県市町村職員互助会

千葉県市町村職員共済組合の補完事業を行うため組織され、会員の掛金と県内の市町村などの負担金により、各種事業を行っています。

①主な事業の概要

出産費・介護休暇助成金給付事業など

②決算の状況（令和６年度）

区　分	会員掛金	市負担金
決算額	13,139 千円	13,114 千円

＊年度１回の納入

掛金率

標準報酬月額（１人当たり）×3.6/1000

負担金率

標準報酬月額（各会計科目）×3.6/1000

（３）健康診断の実施状況（令和６年度）

区　分		受診者数
定期健康診断	一般健康診断（40 歳未満）	4,054 人
	生活習慣病予防検査（40 歳以上）	1,473 人
	小　計	5,527 人
特定業務等健康診断		2,420 人
計		7,947 人

（注）１　非常勤職員等を含みます。

２　地方自治法第１８０条の７の規定に基づき、健康診断の実施に関して、市長と各行政委員会との間に補助執行の協議がなされています。

（４）公務災害補償等（令和６年度）

区　分	認定件数
公務災害	120 件
通勤災害	13 件
計	133 件

人事委員会の業務の状況

１　職員の競争試験及び選考の状況

（１）採用試験の実施状況

令和６年度の職員採用試験は、上級、中級、初級、民間企業等職務経験者、保育士及び技能員について実施した。実施結果は別表１のとおりである。

なお、職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の規定に基づき、民間企業等職務経験者の試験区分のうち事務（医療）について、病院事業管理者へ採用試験の事務を処理する権限を委任している。

（２）採用選考の実施状況

選考により採用できる職は、職員の任用に関する規則で定められている。

令和６年度の職員採用選考（公募）は、行政の選考区分における獣医師、薬剤師、保健師、心理士、栄養士、学校栄養職員及び看護師並びに障害者対象（事務（初級）及び学校事務（初級））並びに育児休業代替任期付職員について実施した。実施結果は別表１のとおりである。採用選考（個別）による実施結果は、別表２のとおりである。

なお、職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の規定に基づき、職員の任用に関する規則第９条各号に規定する職のうち、以下の職への採用については任命権者へ選考を委任している。

・第１号に規定する職のうち、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、薬剤師、診療放射線技師、臨床工学技士、臨床検査技師、心理療法士、歯科衛生士、学校栄養職員を除く栄養士、言語聴覚士、救急救命士、看護師及び准看護師（これらのうち行政職給料表又は医療職給料表（２）の適用を受けるものを除く。）の職並びに医師、歯科医師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士及び助産師の職

・第２号に規定する職のうち、診療情報管理士の職

・第７号及び第８号に規定する職のうち、学校栄養職員及び学校事務の職

２　給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

（１）公民較差

民間給与	本市職員給与	較　差
414,066円	403,261円	2.68％　（10,805円）

（２）給与改定の内容

ア　月例給

（ア）給料

民間給与との較差を踏まえ、給料表を引上げ改定

・　行政職給料表　民間の初任給の動向及び人事院勧告の内容を踏まえ、上級試験（大学卒業程度）に係る初任給を 23,800 円、初級試験（高校卒業程度）に係る初任給を 21,400 円引上げ。初任給を始め若年層に重点を置いて給料表全体を引上げ改定

・　その他の給料表　行政職給料表との均衡を基本に改定

（イ）管理職手当

給与制度の総合的見直し等による給料表の引下げ改定に伴い引き下げた、一部の職務の級について、支給月額を引上げ

（ウ）初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当について、人事院勧告の内容及び医療職給料表（１）の改定状況を踏まえ引上げ

イ　期末手当及び勤勉手当

・　民間の支給割合との均衡を図るため、0.10 月分の引上げ（4.50 月分→4.60 月分）

・　支給月数の引上げ分は、民間の支給状況及び人事院勧告の内容を踏まえ、期末手当及び勤勉手当の支給月数に均等に配分

ウ　改定の実施時期

・　月例給　令和６年４月１日

・　期末手当及び勤勉手当（令和６年度分）　令和６年 12 月１日

（令和７年度以降分）令和７年４月１日

（３）その他報告する事項

ア　市政運営の原動力としての人材の確保

行政課題が複雑多様化する中で、市政運営の原動力となる有為・有能な人材を確保・育成することは不可欠であり、今まで以上に効果的な採用活動に取り組むとともに、採用した人材が成長・活躍できるような取組みを進める必要がある。

（ア）人材確保

・　社会情勢の変化や就業意識の多様化等を背景に人材獲得競争が激化する中で、有為・有能な人材の確保に取り組んでおり、今年度の採用試験では技術職等の第一次試験における教養試験を廃止した。募集活動では、本市職員と受験予定者が座談会形式で交流するイベントを実施する等、より多くの受験者の確保を図った。

・　今後も採用を取り巻く環境の変化に対応した試験制度のあり方について検討を進め、また、社会状況の変化に合わせ、本市の魅力等について、より効果的なＰＲに取り組んでいく。

（イ）人材育成

・　近年他自治体においては、スキルマップ作成等の新しい取組みも見られる。

・　近年の若年層においては、対面でのコミュニケーションやキャリア形成の考え方等について、従前とは異なる状況が見られる。

・　民間企業等経験者をはじめ､採用された全ての職員が公務にスムーズに適応できるよう、職場適応（オンボーディング）支援の取組みが必要である。

・　ＤＸの推進やＡＩの活用は、効率的な行政運営を推進するために有効な手段であり、組織全体のデジタルリテラシーの向上やデジタル人材の育成が必要である。

・　これらの状況・課題についての視点を取り入れながら、人材が成長し活躍できるよう、人材育成の手法や内容等の検討を進め、さらに充実・発展させられたい。

（ウ）人材活躍

・　女性管理職の登用率や、令和８年から法定雇用率が引き上げられる予定の障害者雇用率の向上に引き続き留意する必要がある。

・　複雑多様化するとともに増大する行政課題に対応するためには、多様な人材が組織の意思決定に参画し、第一線で活躍する必要がある。そのためには、きめ細やかな研修やリスキリング等が必要と考えられ、現在策定を進めている新たな「千葉市女性職員活躍推進プラン」及び「千葉市障害者活躍推進プラン」と併せて検討を進められたい。

・　職員の役割や活躍に報いる処遇について、本委員会として、本年の人事院勧告における「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）」を踏まえ検討を進めていく。

イ　誰もが働きやすい職場環境の整備

職員が安心し、やりがいを持って働ける職場環境を整備することは、公務能率や公務職場の魅力を向上させ、多様で有為な人材確保にもつながることから、職員一人ひとりの個性と能力が尊重され、自分らしく働ける職場環境を整備する必要がある。

（ア）長時間労働の是正

・　依然として長時間労働を行う職員が多い状況となっており、また教職員について、時間外在校等時間の月平均は減少している一方、未だ長時間労働を行う職員が一定数存在している。

・　業務効率化を進めるとともに、柔軟・適切な人員配置等、長時間労働の是正に向けた対策に取り組まれたい。特に、時間外勤務の上限規制における特例業務については、適正な運用となるよう対応されたい。

・　学校に勤務する教職員の在校等時間の縮減を進めるため、上記の取組みのほか、次期「学校における働き方改革プラン」の策定を進めるとともに、文部科学省の小学校教科担任制や部活動地域移行等について引き続き取組みを進められたい。

（イ）多様で柔軟な働き方

・　多様な職員が安心して働き続けられるよう、個々の職員の事情を尊重した柔軟な働き方を選択できるようにするとともに、代替職員の配置等、休暇・休業等を取得しやすくするための職場環境づくりに努められたい。

・　育児、介護休業等の関係法令改正に対し、適切に対応していく必要がある。

（ウ）福利厚生

・　近年の学生は、就職先を決める際に、「福利厚生制度の充実」を重視する傾向が見られることから、民間企業の事例等も参考にしながら、市民理解が得られるような職員の福利厚生制度のあり方を検討されたい。

（エ）ワーク・エンゲージメント

・　職員の満足度を高めるため、ワーク・エンゲージメントを高めていくことが重要であり、採用した人材が定着し成長していくような取組みが必要である。

・　任命権者においては、職員の自律的かつ主体的なキャリア形成の意欲に応えられる人事

制度や人事考課制度、研修について調査研究を進めるとともに、管理監督職においては、目標設定や人事考課の適切な運用等を通じて、職員の成長に対する支援に努められたい。

・　意欲をもって職務に精励する職員に報いるための給与の処遇について、本委員会として、先述の給与制度のアップデートを踏まえて、検討を進めていく。

（オ）ハラスメント対策

・　ハラスメントについて、引き続き、全ての職場において防止対策を徹底することが必要である。

・　いわゆるカスタマー・ハラスメントに組織的に対応するため、他自治体や民間企業等の取組みを参考に検討を進められたい。

・　ハラスメント苦情相談では、パワー・ハラスメントに関する相談が最も多い状況である一方、上司からの指導等に過剰に反応する、いわゆるハラスメント・ハラスメントにも留意が必要であり、管理監督職と一般職員の双方に適切な業務命令とハラスメントの違いに関し研修・周知を図ることについて、検討を進められたい。

（カ）健康経営・メンタルヘルス

・　疾病の予防や疾病のある職員が安心して働き続けられるような支援について、調査・研究を進められたい。

・　若年層ではこれまでとは異なる事情に起因する不安等を抱え、また管理職の中でも様々な事情で悩むケースがあり、これらの職員に留意し、研修や相談制度等の積極的な周知を行うとともに、職員が健康に働き続けられる職場となるような検討を進められたい。

ウ　市民に信頼される組織の実現

・　多くの職員が日々職務に精励している一方で、依然として市民からの信頼を大きく損なう不祥事が発生していることは誠に遺憾である。

・　職員の不祥事の発生防止に取り組むことは、市民に信頼されることで職員が仕事に対して誇りややりがいを持てるようになり、ワーク・エンゲージメントの向上にも寄与するものである。職員の不祥事の発生防止に取り組まれるとともに、職員のワーク・エンゲージメントを高める等の取組みを推進し、不祥事につながる行為を思いとどまらせるような土台を整えられたい。

エ　給与制度のアップデートについて

本年の人事院勧告において、現下の人事管理上の重点課題に対応し、給与制度を包括的に整備する勧告が行われたところである。一方で、本市と国で必ずしも課題状況が同じではない中で、当該内容について地域手当の見直しをはじめとして職員に与える影響が大きいものであることから、国における議論や本市の実情、他自治体の状況等を勘案しながら、引き続き対応を検討していく。

３　勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができることとされ、この要求があったときは、人事委員会は、事案の審査を行い、判定し、その結果に基づいて、その権限に属す

る事項については、自ら実行し、その他の事項については、当該事項に関し権限を有する地方公共団体の機関に対し、必要な勧告をしなければならないと定められている（地方公務員法第４６条及び第４７条)。

この制度は、職員の労働基本権が制約されていることに対する代償措置として認められたもので、職員の権利利益を確保し、その勤務条件の適正化を図ることを目的としている。

令和６年度における事案処理の概要は、次のとおりである。

係属件数			処理件数							翌年度への繰越（A）－（B）
前年度からの繰越	新規要求	計（A）	却下	取下げ	打切り	判定				
						棄却	一部認容	全部認容	計（B）	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

４　不利益処分に関する審査請求の状況

懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた職員は、人事委員会に対して審査請求をすることができることとされ、この審査請求を受理したときは、人事委員会は、事案を審査し、その結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消し、及び必要がある場合は、任命権者に、職員がその処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示をしなければならないと定められている（地方公務員法第４９条の２及び第５０条)。

この制度は、職員の身分保障を実質的に担保するものとして認められたもので、職員が違法又は不当な処分を受けた場合にその取消しを求める事後救済の制度となっている。

令和６年度における事案処理の概要は、次のとおりである。

係属件数			処理件数							翌年度への繰越（A）－（B）
前年度からの繰越	新規請求	計（A）	却下	取下げ	打切り	判定				
						処分容認	処分取消	処分修正	計（B）	
0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1

別表1　令和6年度職員採用試験・採用選考（公募）の実施状況

試験区分			受験者数（人）(A)	最終合格者数（人）(B)	競争率（倍）(A)/(B)	要件（生年月日、資格・免許等）	公告日	第一次試験日	第二次試験日	最終合格発表日
上級	事務	行政A	359	110	3.3	【共通要件】 次のいずれかに該当する人 （1）平8.4.2～平15.4.1出生者 ※事務（行政B）は昭39.4.2～平15.4.1出生者 ※事務（児童福祉）は平1.4.2～平15.4.1出生者 （いずれも学歴不問） （2）平15.4.2以降の出生者で次のいずれかに該当する人 ア　学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は令和7年3月31日までに卒業見込みの人 イ　人事委員会がアと同等の資格があると認める人 【事務（福祉）のみの資格要件】 社会福祉主事任用資格取得（見込）者。 【事務（児童福祉）のみの資格要件】 児童福祉司任用資格取得（見込）者。 【事務（情報）のみの資格要件】 指定する試験の合格者。 【消防士（救急救命士）のみの資格要件】 救急救命士免許取得（見込み）の人	4月15日（月）	筆記試験 6月16日（日） 面談試験 （行政B、消防士以外） 6月27日（木）～7月3日（水） 集団討論試験 （行政B） 7月1日（月）、2日（火） 体力検査 （消防士） 6月25日（火）、26日（水）	7月8日（月）～8月2日（金）	8月19日（月）
		行政B	136	11	12.4					
		福祉	28	13	2.2					
		児童福祉	8	2	4.0					
		情報	3	1	3.0					
	技術	土木	31	10	3.1					
		建築	13	5	2.6					
		電気	1	1	1.0					
		機械	4	1	4.0					
		化学	3	2	1.5					
		造園	11	4	2.8					
		農業	2	0	－					
	消防士	行政	107	28	3.8					
		建築	0	－	－					
		電気	0	－	－					
		化学	0	－	－					
		救急救命士	38	7	5.4					
	小計		744	195	3.8					
中級	学校事務		14	3	4.7	平11.4.2～平17.4.1出生者（学歴不問）。	4月15日（月）	筆記試験 9月29日（日） 体力検査 （消防士） 10月8日（火）、11日（金）	消防士 10月18日（金）～11月6日（水） 消防士以外 10月10日（木）～10月24日（木）	消防士 11月29日（金） 消防士以外 11月15日（金）
初級	事務		56	10	5.6	平15.4.2～平19.4.1出生者（学歴不問）。 【救急救命士のみ】 救急救命士免許取得（見込）者。				
	技術（土木）		1	1	1.0					
	学校事務		10	3	3.3					
	消防士		198	20	9.9					
	救急救命士		24	7	3.4					
	小計		289	41	7.0					
民間企業等職務経験者	事務	行政	189	17	11.1	事務・技術 昭39.4.2～平8.4.1出生者で、民間企業等での職務経験が直近10年中6年以上ある者（学歴不問）。 ※事務（情報・学芸員）、技術は職務経験の内容に条件あり。 資格免許職 昭39.4.2～平1.4.1出生者で、民間企業等での職務経験が、保育士は直近15年中9年以上ある者、獣医師、薬剤師は6年制課程卒業者は4年以上、6年制課程卒業者以外は6年以上ある者、保健師は6年以上ある者、心理士は学校教育法による大学院において心理学の課程を修了し、児童相談所等での職務経験が4年以上ある者、又は学校教育法による大学（短期大学を除く。）において心理学を専攻して卒業し、児童相談所等での職務経験が6年以上ある者 ※それぞれ職務経験の内容に条件あり	4月15日（月）	筆記試験 保育士 9月22日（日） 保育士以外 9月29日（日） 集団討論試験 （行政） 10月12日（土）、13（日）	保育士 10月10日（木）～10月27日（日） 保育士以外 10月18日（金）～11月10日（日）	保育士 11月15日（金） 保育士以外 11月29日（金）
		情報	15	3	5.0					
		学芸員	2	1	2.0					
	技術	土木	21	7	3.0					
		建築	10	1	10.0					
		電気	9	1	9.0					
		機械	8	2	4.0					
		造園	5	1	5.0					
		畜産	14	2	7.0					
		農業	6	2	3.0					
	資格免許職	保育士	15	3	5.0					
		獣医師	4	1	4.0					
		薬剤師	4	1	4.0					
		保健師	8	2	4.0					
		心理士	1	－	－					
	小計		311	44	7.1					
資格免許職	行政	獣医師	4	1	4.0	平1.4.2以降出生者で免許又は資格取得（見込）者。 ※心理士Aは昭54.4.2以降出生者で次のいずれかに該当する人 ア　学校教育法による大学院において心理学の課程を修了した人又は令和7年3月31日までに修了見込みの人 イ　学校教育法による大学（短期大学を除く。）において心理学を専攻して卒業し、心理判定に関する実務経験を通算2年以上有する人（令和7年3月31日時点） ※心理士Bは昭54.4.2以降出生者で次のいずれかに該当する人 ア　学校教育法による大学（短期大学を除く。）において心理学の課程を卒業した人又は令和7年3月31日までに卒業見込みの人 イ　学校教育法による大学院において心理学の課程を修了した人又は令和7年3月31日までに修了見込みの人 昭39.4.2以降出生者で看護師免許取得（見込）者。	4月15日（月）	筆記試験 6月16日（日） 専門論文試験 （心理士A） 5月8日（水）～5月21日（火） 面接試験 （心理士A） 6月27日（木）～7月3日（水）	6月21日（金）～8月2日（金）	8月19日（月）
		薬剤師	5	2	2.5					
		保健師	38	10	3.8					
		心理士A	76	19	4.0					
		心理士B	9	2	4.5					
		保育士	67	21	3.2		4月15日（月）	筆記試験 保育士 9月22日（日） 保育士以外 9月29日（日）	10月10日（木）～11月2日（土）	11月15日（金）
		栄養士	20	1	20.0					
		学校栄養職員	22	4	5.5					
		看護師	7	5	1.4					
	小計		248	65	3.8					
技能員	技能員A		54	7	7.7	昭59.4.2～平19.4.1出生者（学歴不問）。	10月15日（火）	12月7日（土）	12月13日（金）～1月10日（金）	1月27日（月）
	小計		54	7	7.7					
障害者選考	事務		25	5	5.0	昭54.4.2～平19.4.1出生者で、資格要件を満たす者（学歴不問）。	4月15日（月）	筆記試験　10月20日（日） 面接試験　11月14日（木）、15日（金）		11月29日（金）
	学校事務		25	1	25.0					
	小計		50	6	8.3					
任期付育休代替	事務		14	8	1.8	平19.4.1までの出生者（学歴不問）。	6月26日（水）	筆記試験　9月29日（日） 面接試験　10月12日（土）		11月15日（金）
	小計		14	8	1.8					
合計			1,724	369	4.7					

※障害者選考及び育休代替任期付の試験（選考）については、第一次、第二次の別はない。

別表２　令和６年度採用選考（個別）の実施状況

区　分	級　区　分	合　格　者　数
行　政　職	８　級　職	2
	６　級　職	2
	５　級　職	2
	４　級　職	1
	３　級　職	3
	２　級　職	1
合　計		11

※任命権者より採用選考請求のあったもののみ記載。